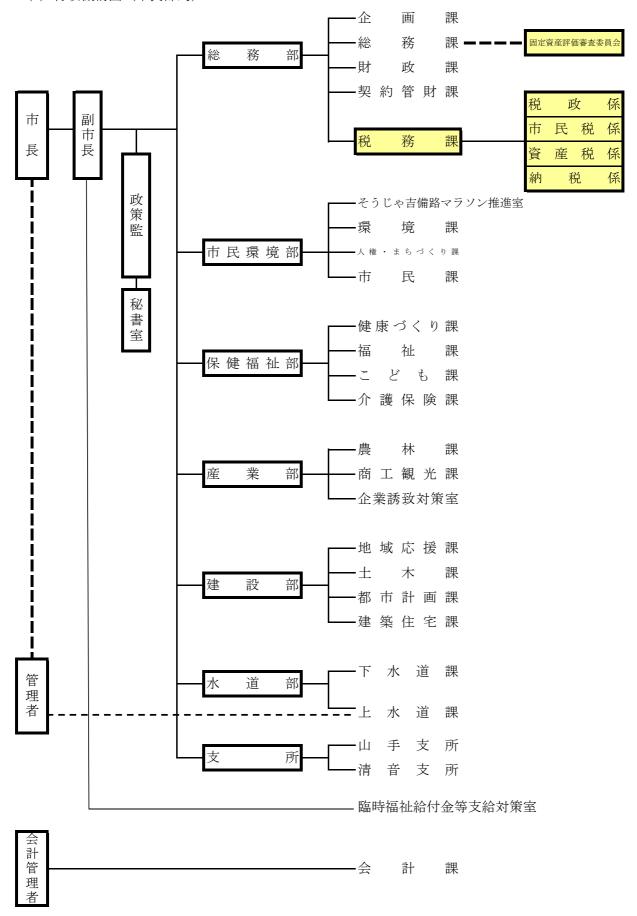
2 税務行政機構等(4月1日現在)

(1) 行政機構図(市長部局)



(2) 税務課の事務分掌(4月1日現在)

課名	係 名	事 務 分 掌					
	税政係	(1) 税務行政の調整及び税制に関すること。					
		(2) 市税に係る証明に関すること。					
		(3) 軽自動車税, 市たばこ税, 鉱産税及び入湯税の賦課等に関すること。					
		(4) 軽自動車税及び市たばこ税の納期限の延長に関すること。					
		(5) 軽自動車税, 市たばこ税及び鉱産税の減免に関すること。					
		(6) 原動機付自転車等の標識交付に関すること。					
		(7) 課の庶務及び課内他係に属しないこと。					
	市民税係	(1) 市民税及び国民健康保険税の所得調査に関すること。					
		(2) 市民税及び国民健康保険税の賦課等に関すること。					
税務課		(3) 市民税及び国民健康保険税の納期限の延長及び減免に関すること。					
7元7万元	資産税係	(1) 固定資産税,都市計画税及び特別土地保有税の賦課等に関すること。					
		(2) 固定資産税,都市計画税及び特別土地保有税の納期限の延長及び減免に関すること。					
		(3) 土地,家屋及び償却資産の評価に関すること。					
		(4) 土地課税台帳,家屋課税台帳及び償却資産課税台帳等の整備及び縦覧に関すること。					
		(5) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。					
	納税係	(1) 納税思想の啓発に関すること。					
		(2) 過誤納金の還付及び充当に関すること。					
		(3) 市税等の収納、催促及び滞納処分に関すること。					
		(4) 市税等の徴収等の整理に関すること。					
		(5) 税の徴収の嘱託及び委託に関すること。					

(3)職別職員数(4月1日現在)

単位:人

	区	分		課長	主幹	課長補佐	係長	主査・主任	主事	計
税	矜	Ç	課	1						1
税	政	ζ	係		1				3	4
市	民	税	係		1			1	5	7
資	産	税	係			1		3	2	6
納	移	Ź	係			1		4	1	6
	計	ŀ		1	2	2	0	8	11	24

(4) 税務職員の割合等(4月1日現在)

単位:人

区分		税務職員数					
	職員定数	職員数	割合	一人当たり			
	人	人	%	人口	面 積		
年度				人	k m²		
22	723	25	3. 46	2, 698	8. 5		
23	723	25	3. 46	2, 692	8. 5		
24	723	26	3. 60	2, 599	8. 2		
25	723	25	3. 46	2, 703	8. 5		
26	723	24	3. 32	2, 822	8.8		
平成26年4月1日(実数)	554	24	3. 32	2,022	0.0		

(5) 市税の徴収に要する経費

単位:千円

							単位:十円
/ 区分		年度	21	22	23	24	25
		市税(A)	8, 058, 561	7, 880, 413	7, 981, 186	7, 850, 280	7, 895, 184
税収	入額	個人の県民税	1, 992, 313	1, 784, 977	1, 744, 129	1, 869, 053	1, 907, 805
		計 (B)	10, 050, 874	9, 665, 390	9, 725, 315	9, 719, 333	9, 802, 989
	人件費	給料	82, 179	77, 688	71, 201	80, 816	75, 670
		諸手当	52, 140	46, 799	40, 744	46, 237	46, 095
		(1)時間外勤務手当	11, 992	11, 511	9, 294	8, 975	11, 311
		(2)税務手当	96	153	65	44	28
		(3)その他の手当	40, 052	35, 135	31, 385	37, 218	34, 756
		その他	25, 638	25, 277	24, 515	27, 101	24, 916
		小 計 (C)	159, 957	149, 764	136, 460	154, 154	146, 681
		旅費	5	251	134	93	130
徴	物 件	賃金	12, 072	9, 225	12, 979	11, 938	14, 780
収費	費	その他	70, 467	58, 607	34, 402	29, 208	82, 683
		小計	82, 544	68, 083	47, 515	41, 239	97, 593
		前納報奨金	0	0	0	0	0
	諸	納税組合奨励金	0	0	0	0	0
		たばこ販売(協)補助金	0	0	0	0	0
	費	その他	7, 731	9, 167	17, 749	13, 221	12, 234
		小計	7, 731	9, 167	17, 749	13, 221	12, 234
		その他	0	37	36	73	29
		計 (D)	250, 232	227, 051	201, 760	208, 687	256, 537
IB 6	9 4	通知書を基準とした額	105, 005	104, 640	95, 540	97, 026	96, 365
県 巨	. 税	徴収額を基準とした額	314	378	0	0	0
徴収す	と北弗	県民税前納報奨金	0	0	0	0	0
1 取収多	7 正 須	計 (E)	105, 319	105, 018	95, 540	97, 026	96, 365
(D)	- (E) (F)	144, 913	122, 033	106, 220	111, 661	160, 172
税収入額に 対する徴収		(D) ÷ (B) %	2. 5	2. 3	2. 1	2.1	2. 6
費の割合		(F) ÷ (A) %	1.8	1. 5	1. 3	1.4	2.0
		吏員 人	25	25	25	26	25
税務職員数		その他の職員 人	0	0	0	0	0
		計 (G) 人	25	25	25	26	25
職員一人当たりの人件費 (C)÷(G)			6, 398	5, 991	5, 458	5, 929	5, 867
人口一人当たりの徴収費 (D)÷人口 円			3, 689	3, 367	2, 998	3, 088	3, 788
世帯当たりの徴収費 (D)÷世帯 円 ※税収入額は未還付金を含む額			10, 321	9, 323	8, 212	8, 379	10, 079

[※]税収入額は未還付金を含む額

[※]平成24年度までは年度当初の人口及び世帯による。平成25年度からは年度末の人口及び世帯数による。